

表1:製品含有禁止物質および管理物質基準

2022/4/1 (Ver.10.00)

株式会社 ジャパンディスプレイ

(A) 禁止物質

No.	物質群	対象用途・部材	規制値 (*1)	主な参照法令	備考
1	鉛及び鉛化合物 (*2)	樹脂材料 皮膚接触用途 上記以外	50ppm 90ppm 意図的添加禁止 かつ800ppm	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・包装・包装廃棄物指令(EU) ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC) ・EU ELV 指令 (2000/53/EC)	・包装材の場合、素材毎に4物質 (カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値 ・樹脂材料にはインキ・塗料・ゴムを含む ・皮膚接触用途は玩具製品が対象であり、 規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3 による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。
2	水銀及び水銀化合物 (*2)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・包装・包装廃棄物指令(EU) ・EU ELV 指令 (2000/53/EC)	・不純物は50ppmを超える含有を禁止 ・包装材の場合、素材毎に4物質 (カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値
3	カドミウム及びカドミウム化合物 (*2)	樹脂材料 はんだ 上記以外	5ppm 20ppm 50ppm	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・包装・包装廃棄物指令(EU) ・EU ELV 指令 (2000/53/EC)	・包装材の場合、素材毎に4物質 (カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値 ・樹脂材料にはインキ・塗料・ゴムを含む
4	六価クロムおよびその化合物 (*2)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・包装・包装廃棄物指令(EU) ・EU ELV 指令 (2000/53/EC)	・不純物は500ppmを超える含有を禁止 ・包装材の場合、素材毎に4物質 (カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)の合計100ppmが規制値 ・ウェアラブル向け部品・製品は1ppmを超える含有を禁止
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	・不純物は500ppmを超える含有を禁止
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC)	・不純物は各PBDEで10ppm、合計で500ppmを超える含有を禁止
7	PCN、PCB、PCT、その代用品				
	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)	全て	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質	・不純物は5ppmを超える含有を禁止
	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	全て	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質	・不純物は成分分析による検出を禁止(0.1ppm以下)
	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・不純物は5ppmを超える含有を禁止
	ハロゲン化ジフェニルメタン類 モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン、 モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン、 モノメチル-ジプロモ-ジフェニルメタン(DBBT)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・不純物は1000ppmを超える含有を禁止 ・CAS No. 76253-60-6 ・CAS No. 81161-70-8 ・CAS No. 99688-47-8
8	アスベスト	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	
9	有機スズ化合物				
	三置換有機スズ化合物 (ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)を含む)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・化審法 第一種、第二種特定化学物質	・不純物はスズ換算1000ppmを超える含有を禁止
	ジブチルスズ化合物(DBT)	全て	スズ換算1000ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	
	ジブチルスズ化合物(DOT)	全て	スズ換算1000ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	
10	塩素化パラフィン				
	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)	全て	意図的添加禁止	・EU REACH(1907/2006)、付属書17 他	・不純物は1000ppmを超える含有を禁止
	中鎖型塩素化パラフィン(MCCP)	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	[例示物質] ・CAS No. 85535-85-9
11	アゾ色素及びアゾ染料	繊維・皮革製品	30ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・EU REACH 付属書17で引用される試験法に基づいて 分解し、特定のアミンが発生するアゾ化合物とアミンその ものを禁止対象とする。 特定のアミンは「REACH 付属書17」原文を参照願います。
12	フタル酸エステル類 (*2)	全て	意図的添加禁止	・EU RoHS 指令(2011/65/EC) ・EU REACH 付属書17(制限物質) ・米国CPSIA法 ・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	1) CAS No. 117-81-7 2) CAS No. 85-68-7 3) CAS No. 84-74-2 4) CAS No. 84-69-5 5) CAS No. 28553-12-0 and 68515-48-0 6) CAS No. 26761-40-0 and 68515-49-1 7) CAS No. 117-84-0 8) CAS No. 84-75-3 9) CAS No. 605-50-5 10) CAS No. 84777-06-0 11) CAS No. 776297-69-9 12) CAS No. 71888-89-6 13) CAS No. 68515-42-4 14) CAS No. 117-82-8 15) 1CAS No. 131-18-0 16) CAS No. 68515-51-5 and 68648-93-1 17) CAS No. 84-66-2 18) CAS No. 131-11-3 19) CAS No. 3648-20-2 20) CAS No. 84-61-7 21) CAS No. 68515-50-4 ・不純物、残渣は1)~21)の合計1000ppmを超える含有を禁止
13	ベンゼン	玩具製品 上記以外	意図的添加禁止 1000ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・労働安全衛生法(特定化学物質) 他	・CAS No. 71-43-2
14	ニッケル及びその化合物	皮膚接触用途	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・皮膚接触用途の部品・材料について、不純物による含有は 0.28 μg/cm ² /weekを規制値とする。
15	塩化コバルト	シリカゲルに 使用される 湿度指示薬・ 湿度インジケータ 上記以外	100ppm	・EU指令(67/548/EEC)他	
16	パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)	コーティング材料 上記以外	1ug/m ² 意図的添加禁止	・EUのPOPs規制に関する規則(EC/850/2004) ・EU委員会規則(EU/757/2010) ・化審法 第一種特定化学物質	・不純物、残渣は10ppmを超える含有を禁止
17	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質	コーティング材料	1ug/m ²	・ノルウェー製品規則(FOR-2004-06-01-922)	
		全て (EU REACH 付属書17の適 用除外用途を除く)	25ppb(その塩を含む PFOAとして) 1000ppb(PFOA関連物 質の合計として)	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・化審法 第一種特定化学物質	
18	フマル酸ジメチル(DMF)	全て	0.1ppm	・EU REACH 付属書17(制限物質)	・CAS No. 624-49-7
19	オゾン層破壊物質	全て	意図的添加禁止	・モントリオール議定書 ・EU 規則 ((EC) No 2037/2000)	
20	フッ素系温室効果ガス(PFC、HFC、SF6)	全て	意図的添加禁止	・EU 規則 ((EC) No 842/2006)	
21	バリウム	玩具製品の 皮膚接触用途	1000ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3 による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。
22	クロム	玩具製品の 皮膚接触用途	60ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3 による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。
23	セレン	玩具製品の 皮膚接触用途	500ppm	・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3 による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。
24	多環芳香族炭化水素類(PAHs)	皮膚接触用途	各0.5ppm かつ 27種合計で 10ppm	・ドイツGS認証制度 ・EU REACH 付属書17(制限物質)	・PAHsの27物質は以下 ナフタレン、アセナフテン、アセナフチレン、フルオレン フェナントレン、アントラセン、フルオランテン、ピレン、クリセン ベンゾ[a]アントラセン、ベンゾ[b]フルオランテン ベンゾ[k]フルオランテン、ベンゾ[j]フルオランテン インデノ[1,2,3-cd]ピレン、ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[g,h,i]ペリレン、ベンゾ[a]ピレン、ベンゾ[e]ピレン ベンゾ[r,s,t]ベンタフェン、ジベンゾ[a,h]アクリジン ジベンツ[a,j]アクリジン、ジベンゾ[a,e]フルオランテン ジベンゾ[a,e]ピレン、ジベンゾ[a,h]ピレン、ジベンゾ[a,i]ピレン 7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール、5-メチルクリセン
25	化審法 第一種特定化学物質 (*3)	全て	意図的添加禁止	・化審法 第一種特定化学物質	・特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの不純物、残渣は 5ppmを超える含有を禁止 ・HBCDDの不純物、残渣は100ppmを超える含有を禁止
26	放射性物質	全て	意図的添加禁止	・放射線障害防止法 ・原子炉規制法	
27	ホルムアルデヒド	全て	0.1mL/m ³ (ppm) かつ300ppm	・ドイツ・化学品禁止規則 (ChemVerbotsV) ・デンマーク・指令No.289	・規制値はチャンパー法 EN 717-1:2004での放出濃度で0.1mL/m ³ (ppm)を超え ないこと、かつ当社への納入状態(インク乾燥後等)の部品・材料に含有する場 合は均質材料に対して300ppmを超えないこと。
28	N-フェニルベンゼンジアミンとステレン、 2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 68921-45-9
29	フェノール-N-メチル類 o-クレゾール p-クレゾール m-クレゾール クレゾール	全て	10ppm	・Canadian Environmental Protection Act, 1999	・CAS No. 95-48-7 ・CAS No. 106-44-5 ・CAS No. 108-39-4 ・CAS No. 1319-77-3
30	ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 ※ハロゲン(塩素・臭素)系難燃剤含む	全て	塩素又は臭素 900ppm (合計の場合 は1500ppm)	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・本項目以外に禁止物質として別に設定されている 塩素・臭素系化合物(例えば短鎖型塩素化パラフィン、 PBB、PBDE類など)は設定先の規制値を優先とする。 ・カーボンフィルタの色材は適用除外とする。

表1:製品含有禁止物質および管理物質基準

2022/4/1 (Ver.10.00)

株式会社 ジャパンディスプレイ

(A) 禁止物質(続き)

No.	物質群	対象用途・部材	規制値(*1)	主な参照法令	備考
31	ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物	全て	塩素900ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	
32	テトラプロモビスフェノールA (TBBP-A)	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 79-94-7
33	アンチモン及びアンチモン化合物	皮膚接触用途	60ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4) ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・皮膚接触用途の製品は60ppmを超える含有を禁止 ・皮膚接触用途は玩具製品が対象であり、規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。
		上記以外	700ppm		
34	ヒ素及びヒ素化合物	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4) ・欧州玩具安全指令(88/378/EEC)	・半導体デバイス等を製造するためのドーパントは対象外 ・ハンダ中の不純物は1000ppmを超える含有を禁止 ・玩具製品の皮膚接触用途の不純物は25ppmを超える含有を禁止 規制値は、欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に基づく溶出値とする。 ・上記以外の不純物は50ppmを超える含有を禁止
35	ベリリウム及びベリリウム化合物	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	
	酸化ベリリウム ベリリウム及びベリリウム化合物(酸化ベリリウム除く)	全て	1000ppm		
36	ビスフェノールA	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 80-05-7
37	天然ゴム	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	
38	4-イソプロピルアミノジフェニルアミン	皮膚接触用途	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 101-72-4
39	ノニルフェノール(NP)と ノニルフェノールエトキシレート(NPE)	繊維・革・金属・紙 の部品	意図的添加禁止	・EU REACH 付属書17(制限物質) ・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	[例示物質] CAS No.7311-27-5, 20427-84-3, 104-35-8, 27176-93-8, 28679-13-2, 25154-52-3, 104-40-5, 37340-60-6, 68412-53-3, 27177-05-5, 27177-08-8, 9016-45-9, 84852-15-3, 27986-36-3, 37251-69-7, 26523-78-4, 26027-38-3, 51938-25-1, 37205-87-1, 68412-54-4, 127087-87-0
40	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 115-96-8
41	過塩素酸塩	全て	0.1ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4) ・米国・カリフォルニア州法	[例示物質] CAS No.7601-89-0, 7778-74-7, 7790-98-9, 7791-03-9, 10034-81-8, 7791-07-3
42	EU REACH 付属書XIV	REACH 付属書XIVに収載される物質は、 認可されている用途以外で使用禁止(*5)		・EU REACH 付属書14	
43	EU REACH 付属書XVII	REACH 付属書XVIIで制限される 物質・用途について使用禁止(*5)		・EU REACH 付属書17(制限物質)	
44	特定の長鎖アルキルオロアルキルカルボン酸塩(LOPFACs)	表面コーティング を有する部品 及び コーティング用の材料 *a:接着剤における使用 は対象外 *b:繊維、皮革、硬質素材 (樹脂、木材、金属等) の表面処理に使用される 表面コーティングや 仕上げの製造や加工 および潤滑剤の製造 における使用は対象外 *c:備考を参照	意図的添加禁止	・米国の有害物質管理法(TSCA) 第5条重要新規用途規則(SNUR)	1) CAS No. 68187-47-3 *a 2) CAS No. 68391-08-2 *b 3) CAS No. 70969-47-0 4) CAS No. 1078712-88-5 5) CAS No. 1078715-61-3 6) EPA Accession No. CBI 71217 *c 7) EPA Accession No. CBI 89419 *c 8) EPA Accession No. CBI 274147 *c *c:CBI(企業秘密情報)に関するEPA承認番号。上記3種類の CBI物質については、サプライヤー様が入手されている情報 (SDSの成分表等)に「CBI」と書いてあった場合でも、 その番号が上記3種類と異なる場合は対象外となります。
45	5種類のPBT(残留性・生物蓄積性・毒性)物質	全て	意図的添加禁止	・米国のTSCA(有害物質規制法)に基づく、PBT規則	1) CAS No. 1163-19-5 2) CAS No. 68937-41-7 3) CAS No. 732-26-3 4) CAS No. 133-49-3 5) CAS No. 87-68-3 ・以下は適用除外とする。 PIP (3:1):自動車および航空宇宙機のための新規部品及び交換部品 HCBD:塩素系溶剤の製造における副生成物としてのHCBDの非意図的 な生成
46	ペルフルオロヘキサノール-1-スルホン酸(PFHxS) とその塩及び関連物質	全て	意図的添加禁止	・ストックホルム条約	・不純物は、PFHxSとその塩の合計で25ppb、PFHxS関連物質の合計 で1000ppbを超える含有を禁止
47	1,6,7,8,9,14,15,16,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16.9.02.13.05.10]オクタデカ-7,15-ジエン (デクロランプラス)	全て	意図的添加禁止	・ストックホルム条約 ・Canada Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations	
48	TSCA 第1次優先物質リスト10物質	全て	意図的添加禁止	・米国のTSCA(有害物質規制法)	1) CAS No. 75-09-2 2) CAS No. 106-94-5 3) CAS No. 25637-99-4, 3194-55-6, 3194-57-8 4) CAS No. 1332-21-4 5) CAS No. 56-23-5 6) CAS No. 123-91-1 7) CAS No. 872-50-4 8) CAS No. 127-18-4 9) CAS No. 81-33-4 10) CAS No. 79-01-6 ・溶剤用途の使用かつ成形品の状態で残渣成分として含有している 場合は適用除外とする。 ・対象、規制値、適用除外については法制化の状況により、 修正が加わる可能性があります。
49	ノルマルヘキササン	全て	1000ppm	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 110-54-3
50	炭素数9から14までのペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA), その塩及びC9-C14 PFCA関連物質	全て	C9-C14 PFCA その塩の合計25ppb C9-C14 PFCA関連 物質の合計260ppb	・EU REACH 付属書17(制限物質)	
51	テカプロモジフェニルエタン(DBDPE)	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4)	・CAS No. 84852-53-9
52	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)	全て	意図的添加禁止	・ジャパンディスプレイ自主規制(*4) ・EU REACH 付属書14	・CAS No. 25973-55-1
53	GADSLの禁止物質	車載用途 の部品・製品	GADSLで設定 されている規制値	・Global Automotive Declarable Substance List(*6)	

(*1) ・各物質の含有率を算出する場合の分母は、各均質材料とします。他の禁止物質と重複する物質は、厳しい規制値の方が優先されます。

(*2) ・欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
適用除外用途の詳細は、IEC62474 のサイトにある「Exemption Lists」のEU RoHS ANNEX IIIとIVのリストを参照ください。
なお、JDIIにおける除外終了期限はリスト内のExpiry Dateの記載期限より1年前を原則とします。
IEC62474 のサイトは右記URL参照 <http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage>
※如何なる場合においても欧州RoHS指令により規定される最新の内容が優先されます。

(*3) 第一種特定化学物質は右記URL参照 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_index.html

(*4) ・人体、環境への影響が懸念されている物質であり、各企業の規制状況も考慮したうえで当社が自主的に設定する禁止物質です。

※当社からの要求仕様書に規制値を超えた部品・材料を指定される場合は、仕様書の内容を優先します。
※一部の物質について、当社カスタマー要求や実績などを考慮したうえで参照法令より厳しい値で設定しています。
様々な理由により本書の規制値を超える部品を使用する場合は特別採用を検討します。
※2013年3月31日以前に納入開始している部品・材料については認定時の禁止物質基準が適用されます。

(*5) EU REACH 付属書XIVは右記URL参照 <https://echa.europa.eu/authorisation-list>

EU REACH 付属書XVIIは右記URL参照 <https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach>

(*6) GADSLは右記URL参照 <https://www.gadsl.org/>
※URLは変更される場合があります。

表1:製品含有禁止物質および管理物質基準

2022/4/1 (Ver.10.00)

株式会社 ジャパンディスプレイ

(B) 管理物質

No.	物質群	対象用途・部材	運用(*6)	主な参照法令	備考
1	EU REACH規則 SVHC(認可対象候補物質)(*7)	全て	要報告	・EU REACH ((EC) No 1907/2006)	・欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質 ・特定カスタマー向けの製品・部品について製品・部品重量中1000ppmを超える含有を禁止する場合があります
2	その他のフタル酸エステル類 (A)禁止物質のNo.12以外のフタル酸エステル類が対象	全て	要報告	—	・特定カスタマー向けの製品・部品について1000ppmを超える含有を禁止する場合があります
3	置換ジフェニルアミン類	全て	要報告	Canadian Environmental Protection Act, 1999	・CAS No. 101-67-7, 4175-37-5, 10081-67-1, 15721-78-5, 24925-59-5, 26603-23-6, 27177-41-9, 36878-20-3, 68411-46-1, 68442-68-2, 68608-77-5, 68608-79-7, 184378-08-3
4	2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール	全て	要報告	Canadian Environmental Protection Act, 1999	・CAS No. 111-41-1
5	Proposition 65 list of chemicals (*8)	全て	要報告	California Proposition 65	・特定カスタマー向けの製品・部品について含有を禁止する場合があります
6	Washington State's List of Chemicals of High Concern to Children (CHCC)(*9)	全て	要報告	Children's Safe Products Act	・特定カスタマー向けの製品・部品について含有を禁止する場合があります
7	リン系難燃剤	全て	要報告	・SFS 2016:1067	
8	赤リン	全て	要報告	—	・特定カスタマー向けの製品・部品について含有を禁止する場合があります
9	ビスフェノール化合物	全て	要報告	—	・CAS No. 24038-68-4, 77-40-7, 1571-75-1, 13595-25-0, 2167-51-3, 14868-03-2, 1478-61-1, 843-55-0, 843-55-0, 1844-01-5, 79-97-0, 80-05-7, 620-92-8, 80-09-1, 2081-08-5, 3236-71-3, 3236-71-3, 92-88-6, 2467-09-9, 1965-09-9
10	揮発性有機化合物(VOC)	全て	要報告	・日本自動車工業会「車室内VOCの低減に対する自工会自主取り組みについて」	・製品・部品中に残留成分として含有する場合は要報告とする ・VOCはホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、テトラデカン、フタル酸ジブチル、アセトアルデヒド等がある
11	コバルト及びコバルト化合物	全て	要報告	—	
12	内分泌かく乱化学物質(EDC)	全て	要報告	—	[例示物質] ・CAS No. 115-86-6, 128-37-0, 137-30-4, 137-42-8, 137-26-8, 12122-67-7, 100-02-7, 108-46-3, 25013-16-5, 611-99-4, 15087-24-8
13	IEC62474物質(*10)	全て	要報告	—	
14	リン化インジウム	全て	要報告	—	・CAS No. 22398-80-7
15	ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)	全て	要報告	—	[例示物質] ・CAS No. 375-22-4, 2706-90-3, 307-24-4, 375-85-9, 375-95-1, 335-76-2, 2058-94-8, 307-55-1, 72629-94-8, 375-73-5, 2706-91-4, 355-46-4, 375-92-8, 68259-12-1
16	ペルフルオロヘキサ酸(PFHxA)、その塩および関連物質	全て	要報告	—	
17	メラミン	全て	要報告	—	・CAS No. 108-78-1
18	N-エチル-2-ピロリドン	全て	要報告	—	・CAS No. 2687-91-4

(*6) 管理物質と禁止物質が重複する場合は、禁止物質の規制値が優先されます

(*7) SVHC(認可対象候補物質)は右記URL参照 <https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

(*8) Proposition 65 listは右記URL参照 http://oehha.ca.gov/prop65/prop65_list/Newlist.html

(*9) CHCCは右記URL参照 <http://apps.leg.wa.gov/WAC/default.aspx?cite=173-334-130>

(*10) IEC62474物質は右記URL参照 <http://std.iec.ch/iec62474>

※URLは変更される場合があります。

・用語の定義

【意図的添加】

特定の特性、外観、性質、属性、または品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイス、またはそれらに使用される材料に物質が残存すること
半導体デバイス等を製造するためのドーパント(Dopant)については、実質的に半導体デバイス等に極めて微量に残存している場合、「意図的添加」としては扱わない。

【不純物】

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質(natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質

【含有】

物質が、意図的であるか否かを問わず、添加、充填、混入、または付着により、製品を構成する部品・デバイス、またはそれらに使用される材料に残存すること。
加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入、または付着し残存する場合も含有として扱う。

【禁止物質】

規制値を超えての含有や意図的添加を禁止する物質

【管理物質】

含有や意図的添加をしている場合はジャパンディスプレイに報告を義務付ける物質

法規制の改正やカスタマー要求に基づいて禁止物質になる可能性もある

【樹脂材料】

分子中に炭素原子を含む一般的な有機化合物であり、これにはプラスチック・インキ・塗料・ゴムが含まれる。

※本基準(表1)と他言語に翻訳されている書面の内容に齟齬がある場合には、言語を問わず常に日本語の書面が優先されるものとします。

改定履歴

Ver	内容	改定日
1.00	新規制定	2013年4月1日
2.00	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No10 中鎖型塩素化パラフィン(MCCP) ・No12 フタル酸ジベンチル(DPP) ・No24 ヘキサプロモシクロドデカン(HBCDD) ・No27 ペンタクロロフェノール(PCPs) ・No28 N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、 2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST) ・No29 フェノール-N-メチル類 o-クレゾール p-クレゾール m-クレゾール クレゾール ・No39 ノニルフェノール(NP)と ノニルフェノールエトキシレート(NPE)</p> <p>【管理物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。 ・No3 置換ジフェニルアミン類 ・No4 2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール ・No5 過塩素酸塩</p> <p>【禁止物質の削除】 以下禁止物質を削除した。 ・No32 赤リン</p> <p>【禁止物質の規制値に関する変更】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No1 鉛及び鉛化合物 皮膚接触用途の規制値「75ppm」から「90ppm」に変更し、 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記 ・No5 ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)、No6 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) 不純物の含有規制値「900ppm」から「500ppm」に変更 ・No7 ポリ塩化ナフタレン(PCN類)、ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)、ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) 不純物の含有規制値として「50ppm」を設定 ・No9 ジブチルスズ化合物(DBT)、ジオクチルスズ化合物(DOT) 適用除外用途を削除し、禁止対象用途を「全て」に変更 ・No11 アゾ色素及びアゾ染料 EU REACH 付属書17で指定される特定のアミンが発生するアゾ化合物と アミンそのものを禁止対象とすることを追記 ・No12 フタル酸エステル類 規制値を「意図的添加禁止」に変更し、不純物、残渣による含有規制値を物質毎に設定 ・No14 ニッケル及びその化合物 皮膚接触用途の規制値「0.5 μg/cm²/week」を「意図的添加禁止」に変更し、 皮膚接触用途の部材への不純物含有の規制値として「0.28 μg/cm²/week」を設定 ・No16 PFOSおよびその塩 コーティング材料を対象に規制値「1ug/m²」を設定し、 不純物、残渣の含有規制値として「10ppm」を設定 ・No20 バリウム、No21 クロム、No22 セレン 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記 ・No23 多環芳香族炭化水素類(PAHs) 対象用途を「玩具製品の皮膚接触用途」から「皮膚接触用途」に変更 以下物質について規制値を各1ppmに変更 ベンゾ[e]ピレン、ベンゾ[a]アントラセン、クリセン、ベンゾ[b]フルオランテン ベンゾ[j]フルオランテン、ベンゾ[k]フルオランテン、ジベンゾ[a,h]アントラセン ・No26 ホルムアルデヒド 規制値「0.1mL/m³」を「0.1mL/m³(ppm)」に変更し、 規制値はチャンバー法 EN 717-1:2004での放出濃度であることを追記 ・No30 ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 カラーフィルタの色材は適用除外として設定 ・No32 アンチモン及びアンチモン化合物 皮膚接触用途の規制値「25ppm」から「60ppm」に変更し、 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記 ・No33 ヒ素及びヒ素化合物 金属材料中の規制値を「1000ppm」から「100ppm」に変更 皮膚接触用途の規制値「50ppm」から「25ppm」に変更し、 規制値は欧州玩具安全指令の規定(整合規格EN71 Part 3による試験方法に準ずる)に 基づく溶出値であることを追記 ・No37 パーフルオロオクタン酸(PFOA) コーティング材料を対象に規制値「1ug/m²」を設定</p>	2014年4月1日

	<p>残渣の含有規制値として「10ppm」を設定</p> <p>【その他の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な参照法令について以下のとおり変更した。 No1～6 EU RoHSの主な参照法令を「EU RoHS 指令(2011/65/EC)」に変更した。 No16 PFOSおよびその塩の主な参照法令を「EU REACH 付属書17(制限物質)」及び「EU指令(2006/122/EC)」に変更した。 No26 ホルムアルデヒドの主な参照法令を「ドイツ・化学品禁止規則 (ChemVerbotsV)」及び「デンマーク・指令No.289」に変更した。 ・新規禁止物質の追加等に伴い以下物質のNoを変更した。 No24⇒No7 ポリ塩化ナフタレン(PCN類) No31⇒No26 ホルムアルデヒド No26⇒No30 ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 No27⇒No31 ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物 No28⇒No32 アンチモン及びアンチモン化合物 No29⇒No33 ヒ素及びヒ素化合物 No30⇒No34 ベリリウム及びベリリウム化合物 No33⇒No35 ビスフェノールA No34⇒No36 天然ゴム No35⇒No37 パーフルオロオクタン酸(PFOA) No36⇒No38 4-イソプロピルアミノジフェニルアミン <p>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外コード16、39、40を適用除外終了に変更した。 その他一部の誤記について修正した。 	
3.00	<p>【禁止物質の新規追加】</p> <p>カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No24 エンドスルファン又はベンゾエピン ・No40 EU REACH付属書XIV ・No41 EU REACH付属書XVII <p>【禁止物質の規制値に関する変更】</p> <p>カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No11 アゾ色素及びアゾ染料 繊維・皮革製品用途の規制値「30ppm」から「20ppm」に変更 ・No13 ベンゼン 玩具製品用途の規制値「5ppm」から「意図的添加禁止」に変更 ・No33 ヒ素及びヒ素化合物 「金属材料100ppm、皮膚接触用途25ppm、上記以外50ppm」から「意図的添加禁止」に変更し、不純物の含有規制値について備考に記載した。 <p>【その他の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No16 PFOSおよびその塩 No37 パーフルオロオクタン酸(PFOA)の参照法令を変更した。 ・一部の物質について対象となるCAS Noを追記した。 <p>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外コード4(d)を適用除外終了に変更した。 ・除外コード1(g)、4(g)、41を追加した。 	2015年4月1日
4.00	<p>【禁止物質の新規追加】</p> <p>カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No40 リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) <p>【管理物質から禁止物質に変更】</p> <p>カスタマー要求に伴い以下管理物質を禁止物質に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No41 過塩素酸塩 <p>【禁止物質の規制値に関する変更】</p> <p>カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No12 フタル酸エステル類 不純物、残渣の規制値を17種類の合計1000ppmに変更 ・No27 ペンタクロロフェノール(PCPs) 規制値「5ppm」から「意図的添加禁止」に変更 <p>【その他の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な参照法令について以下のとおり変更した。 No12 フタル酸エステル類に「EU RoHS 指令(2011/65/EC)」を追記した。 No39 ノニルフェノール(NP)とノニルフェノールエトキシレート(NPE)に「EU REACH 付属書17(制限物質)」を追記した。 ・新規禁止物質の追加等に伴い以下物質のNoを変更した。 No40⇒No42 EU REACH付属書XIV No41⇒No43 EU REACH付属書XVII ・EU REACH付属書XVIIの参照URLを変更した。 <p>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外コード2(b)(2)、7(c)-IVを適用除外終了に変更した。 	2016年4月1日

5.00	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No12 フタル酸エステル類に以下を追加 ⑩1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10 アルキルエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合) 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル(0.3%以上のフタル酸ジヘキシルを含む場合) ・No23 多環芳香族炭化水素類(PAHs) に以下を9種を追加 ベンゾ[r,s,t]ベンタフェン、ジベンゾ[a,h]アクリジン、ジベンツ(a,j)アクリジン、ジベンゾ[a,e]フルオランテン、ジベンゾ[a,e]ピレン、ジベンゾ[a,h]ピレン、ジベンゾ[a,i]ピレン、7H-ジベンゾ[c,g]カルバゾール、5-メチルクリセン</p> <p>【禁止物質の規制値に関する変更】 カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No7 PCN、PCB、PCT、その代用品 ポリ塩化ナフタレン(PCN類)の不純物の規制値を「50ppm」から「5ppm」に変更した。 ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)の不純物の規制値を「50ppm」から「成分分析による検出を禁止(0.1ppm以下)」に変更した。 ポリ塩化ナフタレン(PCN類)の不純物の規制値を「50ppm」から「5ppm」に変更した。 ・No11 アゾ色素及びアゾ染料 繊維・皮革製品用途の規制値「20ppm」から「30ppm」に変更した。 ・No23 多環芳香族炭化水素類(PAHs) 「18種合計で10ppmかつ8種は各1ppm」を「各1ppmかつ27種合計で10ppm」に変更した。 ・No24 化審法 第一種特定化学物質 特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの不純物、残渣の規制値を5ppmとして追記した。 ・No26 ホルムアルデヒド 規制値を「0.1mL/m3 (ppm)」から「0.1mL/m3 (ppm)かつ300ppm」に変更、かつ規制値に関する補足説明を変更した。 ・No40 過塩素酸塩 規制値を「1000ppm」から「0.1ppm」に変更した。</p> <p>【管理物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。 ・No5 Proposition 65 list of chemicals ・No6 Washington State's List of Chemicals of High Concern to Children (CHCC) ・No7 1-プロモプロパン</p> <p>【その他の変更】 ・禁止物質のNo27のペンタクロロフェノール(PCPs)をNo24の化審法 第一種特定化学物質へ記載変更し、物質名を「ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル」に変更した。 これに伴い、禁止物質のNo28～43の番号をNo27～42に繰り上げ変更した。 ・参照URL等の追記や誤記等を修正</p> <p>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】 ・以下の除外コードの除外終了期限に「(延長審議中)」の文言を追記した。 1(a)、1(b)、1(c)、1(d)、1(e)、1(f)、2(a)(1)、2(a)(2)、2(a)(3)、2(a)(4)、2(a)(5)、2(b)(3)、2(b)(4)、3(a)、3(b)、3(c)、4(a)、4(b)-I、4(b)-II、4(b)-III、4(c)-I、4(c)-II、4(c)-III、4(e)、4(f)、5(b)、6(a)、6(b)、6(c)、7(a)、7(c)-I、7(c)-II、7(c)-IV、8(b)、9(b)、13(a)、13(b)、15、18(b)、21、24、29、32、34、37 ・以下の除外コードを適用除外終了に変更した。 1(g)、5(a)、7(b)、9、17、25、30、31、33、38</p>	2017年4月1日
6.00	<p>【禁止物質の新規追加】 法規制に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No24 化審法 第一種特定化学物質 デカブロモジフェニルエーテルと短鎖塩素化パラフィンを追加</p> <p>【禁止物質の規制値に関する変更】 法規制に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No36 パーフルオロオクタン酸(PFOA) 備考にEU REACH 付属書17(制限物質)で制限される規制値について追記 ・No41 EU REACH付属書XIV 規制値を適切な表現に修正</p> <p>【管理物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。 ・No8 リン系難燃剤 ・No9 赤リン</p> <p>【その他の変更】 ・参照URLや誤記等を修正</p>	2018年4月1日
7.00	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No12 フタル酸エステル類に以下を追加 19) フタル酸ジウンデシル(DuDP) 20) フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP) 21) フタル酸ジイソデシル(DiHP)</p>	2019年4月1日

	<p>【禁止物質の規制値に関する変更】 カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No24 化審法 第一種特定化学物質 ヘキサブROMシクロデカン(HBCDD)の備考に「不純物、残渣は100ppmを超える含有を禁止」を追記</p> <p>【管理物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。 ・No10 ビスフェノールF、ビスフェノールS ・No11 揮発性有機化合物(VOC) ・No12 コバルト及びコバルト化合物 ・No13 内分泌かく乱化学物質(EDC) ・No14 IEC62474物質 ・No15 リン化インジウム ・No16 ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)</p> <p>【その他の変更】 ・禁止物質のNo27 N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST)の参照法令を「Canadian Environmental Protection Act, 1999」から「ジャパンディスプレイ自主規制」に変更した。 ・参照URLや誤記等を修正</p>	
8.00	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No32 テトラブROMビスフェノールA (TBBP-A)</p> <p>【禁止物質の規制値に関する変更】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No17 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質 「コーティング材料以外の意図的添加禁止」を「全て(EU REACH 付属書17の適用除外用途を除く)、25ppb(その塩を含むPFOAとして)、1000ppb(PFOA関連物質の合計として)」に変更した。 参照法令を「ジャパンディスプレイ自主規制」から「EU REACH 付属書17(制限物質)」と「化審法 第一種特定化学物質」に変更した。</p> <p>【その他の変更】 ・以下物質の名称を変更した。 「PFOSおよびその塩」を「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)」に変更した。 「パーフルオロオクタン酸(PFOA)」を「パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質」に変更した。 ・新規禁止物質の追加等に伴い以下物質のNoを変更した。 No17⇒No18 フマル酸ジメチル(DMF) No18⇒No19 オゾン層破壊物質 No19⇒No20 フッ素系温室効果ガス(PFC、HFC、SF6) No20⇒No21 バリウム No21⇒No22 クロム No22⇒No23 セレン No23⇒No24 多環芳香族炭化水素類(PAHs) No24⇒No25 化審法 第一種特定化学物質 No25⇒No26 放射性物質 No26⇒No27 ホルムアルデヒド No27⇒No28 N-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応物(BNST) No28⇒No29 フェノール-N-メチル類 No29⇒No30 ハロゲン(塩素・臭素)系化合物 No30⇒No31 ポリ塩化ビニル(PVC)及びその化合物 No31⇒No33 アンチモン及びアンチモン化合物 No32⇒No34 ヒ素及びヒ素化合物 No33⇒No35 ベリリウム及びベリリウム化合物 No34⇒No36 ビスフェノールA No35⇒No37 天然ゴム No36⇒No17 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質 No37⇒No38 4-イソプロピルアミノジフェニルアミン No38⇒No39 ノニルフェノール(NP)とノニルフェノールエトキシレート(NPE) No39⇒No40 リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP) No40⇒No41 過塩素酸塩 No41⇒No42 EU REACH付属書XIV No42⇒No43 EU REACH付属書XVII</p> <p>【欧州RoHS指令の適用除外用途の変更】 ・欧州RoHS指令の適用除外用途の別表を削除した。代わりにIEC62474のサイトのURLを記載し、サイト内にある「ExemptionLists」への参照に変更した。</p>	2020年4月1日
9.00	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No44 特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸塩(LCPFACs)</p> <p>【その他の変更】 ・No25 化審法 第一種特定化学物質の物質名を削除し、代わりに参照先WEBサイトのURLを追記した。</p>	2021年4月1日

9.10	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No45 5種類のPBT(残留性・生物蓄積性・毒性)物質 ・No46 ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質 ・No47 デクロンプラス ・No48 TSCA 第1次優先物質リスト10物質</p> <p>【管理物質から禁止物質に変更】 カスタマー要求に伴い以下管理物質を禁止物質に変更した。 ・No7 1-ブロモプロパン (1-ブロモプロパンはNo48 TSCA 第1次優先物質リスト10物質に含まれる)</p> <p>【その他の変更】 ・新規禁止物質の追加等に伴い以下管理物質のNoを変更した。 No8 ⇒No7 リン系難燃剤 No9 ⇒No8 赤リン No10⇒No9 ビスフェノールF、ビスフェノールS No11⇒No10 揮発性有機化合物(VOC) No12⇒No11 コバルト及びコバルト化合物 No13⇒No12 内分泌かく乱化学物質(EDC) No14⇒No13 IEC62474物質 No15⇒No14 リン化インジウム No16⇒No15 ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)</p>	2021年4月1日
10.00	<p>【禁止物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下禁止物質を新規追加した。 ・No49 ノルマルヘキサン ・No50 炭素数9から14までのペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)、その塩及びC9-C14 PFCA関連物質 ・No51 デカブロモジフェニルエタン(DBDPE) ・No52 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol(UV-328) ・No53 GADSLの禁止物質</p> <p>【禁止物質の規制値に関する変更】 カスタマー要求に伴い以下禁止物質の規制値を変更した。 ・No1 鉛及び鉛化合物 樹脂材料と皮膚接触用途以外の規制値を、“800ppm”から“意図的添加禁止かつ800ppm”に変更 ・No4 六価クロムおよびその化合物 ウェアラブル向け部品・製品の規制値1ppmを追加 ・No6 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) 不純物の規制値を“500ppm”から“各PBDEで10ppm、合計で500ppm”に変更 ・No24 多環芳香族炭化水素類(PAHs) 各1ppmを各0.5ppmに変更 ・No46 ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS)とその塩及び関連物質 不純物の規制値として、PFHxSとその塩の合計で25ppb、PFHxS関連物質の合計1000ppbを追記</p> <p>【管理物質の新規追加】 カスタマー要求や法令改正等に伴い以下管理物質を新規追加した。 ・No9 ビスフェノール化合物 ※ビスフェノールF、ビスフェノールSからビスフェノール化合物に変更 ・No16 ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、その塩および関連物質 ・No17 メラミン ・No18 N-エチル-2-ピロリドン</p> <p>【その他の変更】 ・参照URLや誤記等を修正</p>	2022年4月1日